

医科点数表等に規定する回数を 超えて受けた診療に係る利用料

当院では、患者さんからの申し出により、医科点数表等に規定する回数を超えた診療を実施しております。

なお、当該サービスは、保険給付外となり全額自己負担となりますのでご了承ください。

※料金は、税込みの金額です。

対象診療内容・料金・算定基準

(1) 検査行為

算定基準：悪性腫瘍の診断の確定または転帰の決定までの間に1回を超えて実施した場合

α-フェトプロテイン（AFP）	1回につき	1,080円
癌胎児性抗原（CEA）	1回につき	1,090円
前立腺特異抗原（PSA）	1回につき	1,330円
CA19-9	1回につき	1,330円

(2) リハビリテーション行為

算定基準：1日上限単位数を超えて行う場合、及び算定日数上限を超えた場合で継続により改善が期待できる患者さんが1月13単位数を超えて行った場合。（1単位は20分）

脳血管疾患等リハビリテーション料（I）	1単位につき	2,700円
廃用症候群リハビリテーション料（I）	1単位につき	1,980円
運動器リハビリテーション料（I）	1単位につき	2,040円
呼吸器リハビリテーション料（I）	1単位につき	1,930円

実施するために必要な事項について

上記の診療を行うためには、患者さんからの実施の申し出により、以下の事項に該当するかを医師が判断し、必要と認められた場合に実施できます。

なお、患者さんから実施についての同意を文書でいただくことが必要です。

・検査にあつては、患者さんの不安を軽減する必要がある場合

・リハビリテーションにあつては、患者の治療に対する意欲を高める必要がある場合